

平成22年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

<p>制 度 名</p>	<p>生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現 （農協共済）</p>			
<p>税 目</p>	<p>所得税</p>			
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>生命共済掛金控除と別枠で、介護医療共済掛金控除を創設し、年金共済掛金控除と併せた3つの控除からなる制度とした上で、生命共済契約等の主契約又は特約に係る共済掛金について、それぞれの保障内容に応じ、各共済掛金控除を適用する制度を、保険料控除制度と同様に平成24年分以降の所得税について適用するため、平成22年度において必要な法制上の措置を講じること。 （ただし、新制度が適用される以前に締結した生命共済契約等は従前の制度を適用。）</p> <table border="1" data-bbox="890 949 1461 1070"> <tr> <td data-bbox="890 949 1142 1070"> <p>減収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1147 949 1461 1070"> <p>▲1,779百万円 （▲5,018百万円）</p> </td> </tr> </table>		<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>▲1,779百万円 （▲5,018百万円）</p>
<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>▲1,779百万円 （▲5,018百万円）</p>			
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的                      少子化による労働力人口の減少、高齢化の進行により、社会保障負担の増大・社会保障給付見直しが見込まれる中で、私的保障の役割がますます重要となってきた。                      遺族・老後・医療・介護保障への多様なニーズおよび多様化・複合化した保険等商品に対応した保険料（共済掛金）控除制度を創設し、国の行う社会保障と併せて農家組合員の自助努力を支援することにより、農家の遺族・老後・医療・介護保障の充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性                      農家所得の伸び悩み等の中で、国の行う社会保障を補完する新たな掛金控除制度の創設により農家組合員の自助努力を促進し、農家の営農及び生活の安定・向上を図る必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性                      農協の共済は、相互扶助を目的として、掛金を拠出し共同備蓄を行うことにより、農家組合員に対する幅広い保障提供を通じ、農家組合員の生活を保障する制度であり、合理的な手段として大きな役割を果たしており、一層の役割発揮が期待されているところである。                      掛金控除制度は、農家組合員の生活保障を確保するための自助努力を支援する手段として、要望は適正である。</p>			

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	IV-8 農業者への経営支援の条件整備
	政策の達成目標	少子高齢化の進行による社会保障負担の増大と、我が国が直面する社会構造の変化に対応し、農家組合員の自助努力の支援により農家の生活保障の充実に資すること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的な制度としての実現を要望
	同上の期間中の達成目標	少子高齢化の進行による社会保障負担の増大と、我が国が直面する社会構造の変化に対応し、農家組合員の自助努力の支援により農家の生活保障の充実に資すること。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	J A 共済への加入戸数・加入率は次のようになっている。 これによると、老後保障では組合員の加入状況が低率な実態であり、また、医療保障では、実際に加入している共済契約の入院共済金額は、必要保障金額に対し不十分な実態にある。 このことから、生命保険料（共済掛金）控除制度の拡充により、加入率の増加や入院共済金等保障金額の上乗せによる保障の充実が見込まれる。
	租税特別措置の適用実績	・生命共済掛金控除 平成 20 年度共済加入戸数 5,491 千戸、控除適用数 1,109 千戸 ・個人年金共済掛金控除 平成 20 年度共済加入戸数 702 千戸、控除適用数 142 千戸
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	昨年度に要望し、改組が方向付けられたが、法制上の措置は未了であるため該当しない。
	前回要望の達成目標	少子高齢化の進行による社会保障負担の増大と、我が国が直面する社会構造の変化に対応し、農家組合員の自助努力の支援により農家の生活保障の充実に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	昨年度に要望し、改組が方向付けられたが、法制上の措置は未了であるため該当しない。

これまでの  
要望経緯

・平成 21 年度要望（控除限度額 15 万円）